

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金のご案内

スキルアップのために職業訓練を受講するときの生活費を支給します！

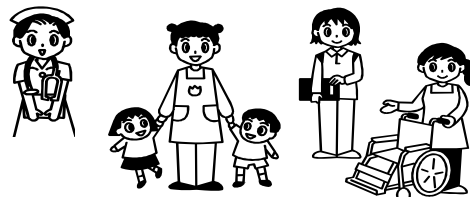
対象者

松阪市に住所を有し、20歳未満の児童を養育しているひとり親で、次のいずれにも該当する方

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方
※所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。
- ② 養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
※原則通学制とする。ただし、養成機関が遠隔地であり通学が困難な場合や働きながら資格取得を目指す場合に通信制の利用が可能。
- ③ 過去に本事業により職業訓練給付金を受給していない方
- ④ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方

対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士
作業療法士、歯科衛生士、放射線技師、管理栄養士
美容師、理容師、社会福祉士、精神保健福祉士、調理師
シスコシステムズ認定資格・LPI認定資格等の情報関係の資格



支給額

世帯の課税状況 ※1	職業訓練給付金		修了支援給付金 ※2
	通常期間	修業期間の最後の1年間	
住民税非課税世帯	月額 100,000円	月額 140,000円	50,000円
住民税課税世帯	月額 70,500円	月額 110,500円	25,000円

※1 世帯については、申請者及び同居の父母兄弟姉妹祖父母などを含み、住民税課税の方がいる場合は申請者が非課税でも課税世帯の支給額となります。また、4月～7月分は前年度、8月～翌3月分は当年度の課税状況により決定します。

※2 修了支援給付金は、修業期間の全期間を通して要件を満たしている場合に支給されます。

手続きについて

まずは事前に申請窓口までご相談ください。

職業訓練給付金

※申請は修業開始以降に行ってください。
※修業期間中の全期間（上限48か月）で申請のあった月からの支給となります。

<必要書類>

- ☐ 高等職業訓練促進給付金等支給申請書
- ☐ 在籍を証明する書類（修業している養成機関へ発行を依頼してください）
- ☐ 養成機関の名称、年間のカリキュラムがわかる書類（パンフレット等）
状況に応じてその他書類を求める場合があります。

修了支援給付金

※修了日から原則30日以内に申請してください。

<必要書類>

- ☐ 高等職業訓練促進給付金等支給申請書
- ☐ 高等職業訓練修了報告書
- ☐ 修了証明書（修業していた養成機関へ発行を依頼してください）

事前相談

修業開始

同月中

職業訓練給付金の申請

結果通知・支給開始

在籍状況等確認

3か月に1度在籍状況等を確認します。

修業修了

30日以内

修了支援給付金の申請

結果通知・支給

修業期間

お問い合わせ
申請窓口

松阪市こども局こども未来課こども手当・給付係
松阪市殿町1340番地1（市役所1階 窓口⑩）

☎ 0598-53-4081

安定した就労を目指すひとり親の皆さまへ

他にもさまざまな支援をご活用いただけます

職業訓練

詳細は最寄りのハローワークまで

公共職業訓練

ハローワークをご利用の方で主に雇用保険を受給されている方が、受講費無料で受講できる職業訓練です。

求職者支援制度

ハローワークをご利用の方で、主に雇用保険を受給できない方が、受講料無料、かつ、要件を満たせば月10万円※1の給付金を受給しながら受講できる職業訓練です。

※1 給付金の支給要件の緩和の特例措置（令和5年3月31日まで）を導入

全てのハローワークに、職業訓練の受講を検討している方などの相談・就職支援を行う「コロナ対応ステップアップ相談窓口」を設置しています。

資金貸付

詳細は三重県社会福祉協議会まで

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付

高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方で県内で働きたいという意欲を持った方を対象に、入学準備金として上限50万円・就職準備金として上限20万円を無利子※2で貸付けます。

介護福祉士修学資金貸付

指定介護福祉士養成施設を卒業後、県内の介護施設等で働きたいという意欲を持った方を対象に、修学資金として月額5万円・入学準備金として20万円・就職準備金として20万円を無利子※2で貸付けます。

介護福祉士実務者研修受講資金貸付

指定介護福祉士養成施設を卒業後、県内の介護施設等で働きたいという意欲を持った方を対象に、上限20万円を無利子※2で貸付けます。

保育士修学資金貸付

指定保育士養成施設を卒業後、県内の保育所等において働きたいという意欲を持った方を対象に、月額5万円を無利子※2で貸付けます。

※2 連帯保証人ありの場合

いずれも卒業後、一定期間内に県内の事業所に就職し、取得した資格が必要な業務に決められた年数以上従事すれば返還が全額免除になります。

上記貸付を受ける場合は、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金や雇用保険制度の教育訓練給付金は対象外となります。

雇用保険制度との比較

	ひとり親向けの制度 児童扶養手当受給者又は同等の所得の方	雇用保険制度 受給資格があるかはハローワークでご相談ください
受講費用 支援	自立支援教育訓練給付金 訓練費用の60%（上限20万円） ※【専門実践】or【高等職業訓練促進給付金の対象となる講座】の場合は、修業年数×40万円を上限（最大4年） 差額を支給	教育訓練給付金 【一般】訓練費用の20%（上限10万円） 【特定】訓練費用の40%（上限20万円） 【専門実践】 ①訓練費用の50%（年間上限40万円） ②訓練終了後、資格取得等一定の要件を満たした場合、訓練費用の20%を追加給付（年間上限16万円） ※①+②の合計額が上限年間56万円、最大4年間で224万円
生活支援	高等職業訓練促進給付金 支給額：非課税世帯 100,000円/月（最大4年） 課税世帯 70,500円/月（最後の1年間は40,000円追加） (例) 年間120万円、2年で240万円、4年で528万円 有利な方を選択	教育訓練支援給付金 ※専門実践教育訓練を受講する45歳未満の離職者限定 支給額：基本手当日額の80%（上限4年） (例) 月収18万円、基本手当日額4,535円の場合... 年間約130万円、4年で約522万円